

新潟市工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第31号

新潟市工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市工業振興条例施行規則（昭和59年新潟市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 市長は、災害その他やむを得ない事情により、助成金の交付の申請をしようとする者が別表第2に定める交付申請の申請期間内にこれらの行為をすることができないと認める場合は、当該申請期間を延長することができる。

別表第1雇用促進助成金の項指定申請の申請期限の欄中「経過する日」の次に「（第三者から建物を取得する場合にあつては当該建物の取得日の前日、建物を賃借する場合にあつては当該建物の賃貸借契約日の前日）」を加える。

別表第2用地等賃借助成金の項交付申請の申請期間の欄中「操業開始後1年を経過した日」を「操業開始日を基準日とし、交付の指定を受けた助成の対象となる年度ごとの基準日に相当する日」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。